

入院基本料に関する事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準による看護を行っている医療機関です。
2. 一般病棟では、「患者さん7人に看護職員1人」が勤務しています。
3. 精神病棟（4－2病棟）では、「患者さん10人に看護職員1人」が勤務しています。
4. 地域包括ケア病棟（4－3病棟）では、「患者さん13人に看護職員1人」が勤務しています。
5. 救命救急病棟では、「患者さん4人に看護職員1人」が勤務しています。
6. 病棟毎、勤務時間帯毎の看護職員1人当たりの受け持ち患者数は下記のとおりとなっています。

病 棟 名	日 勤 帯 (8:30～17:15)	準 夜 帯 (17:15～	深 夜 帯 (0:30～8:30)
救命救急センター	4人以内	4人以内	4人以内
一般 I C U	2人以内	2人以内	2人以内
2－2病棟	4人以内	11人以内	11人以内
2－3病棟	4人以内	14人以内	14人以内
3－1病棟	4人以内	12人以内	12人以内
3－3病棟	4人以内	13人以内	13人以内
3－4病棟	4人以内	14人以内	14人以内
4－2病棟 (精神病棟)	7人以内	12人以内	12人以内
4－3病棟 (地域包括ケア病棟)	9人以内	13人以内	13人以内
4－4病棟	4人以内	13人以内	13人以内
5－2病棟	4人以内	11人以内	11人以内
西2病棟	4人以内	12人以内	12人以内
西3病棟	4人以内	11人以内	11人以内
西4病棟	4人以内	13人以内	13人以内

7. 当院においては患者負担による付添看護は行っておりません。

令和7年4月1日

北海道医療センター院長

まいにちから、
まんいちまで。



独立行政法人 国立病院機構

北海道医療センター